



また、平成〇年〇月頃には〇〇警察署の〇〇という警察官から「物件事故報告書は個人情報開示請求すれば開示される。」と教示された。

〇〇署の〇総務課長から既に開示があり、〇〇署の他の警察官から個人情報開示請求すれば開示されるとの教示があったものを県警本部に開示請求しているのに、非開示決定というのはおかしい。これらの〇〇警察署とのやりとりはICレコーダーで録音している。

同じ条例のもとで仕事をしている県警本部と〇〇警察署で、なぜ、開示・非開示の解釈が異なるのか説明してほしい。

イ 事故の状況からして被害者側から見ると、当て逃げ事故以外には考えられない。今回の物件事故報告書が、なぜ、事実と反する当て逃げ事故ではないという内容で作成されたのか。

島根県警には速やかに、この物件事故報告書を開示していただきたい。

ウ 〇〇弁護士会の弁護士法に基づく照会に対する〇〇警察署の回答の写しを加害者から手に入れたが、そこに記載されている事故の略図と私が〇〇署で説明を受けた時に見た物件事故報告書の略図が全く違っていた。

それで、もとになる物件事故報告書を開示請求したら非開示決定となった。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関から提出された非開示理由説明書及び口頭による実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 結論

「物件事故報告書」が「訴訟に関する書類」に該当するため、個人情報非開示決定を行ったものである。

##### (2) 訴訟に関する書類の考え方

条例第46条第2項では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報とは、条例の規定による開示請求の対象とはならない旨が規定されている。条例の規定を適用しない個人情報には「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報が該当する。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類である。

なお、平成22年4月15日津地方裁判所判決においても、「訴訟に関する書類」について

- ・個人情報保護条例による開示の対象とならない旨
- ・個人情報保護法の適用の対象外とした趣旨
- ・解釈及び該当範囲

が判示されている。

##### (3) 「訴訟に関する書類」の該当性

ア 物件事故が発生した場合、警察では、当該事故の届出を受理した時点から交通事故事件（道路交通法違反被疑事件）として捜査を開始する。

そして、当該事件の捜査経過や結果等を記載するのが「物件事故報告書」であり、具体的には、作成年月日、作成者（官職、氏名及び印）、事故当事者の人定事項、捜査概要、図面等を記載する捜査書類である。

この「物件事故報告書」は、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により刑事事件に移行した場合には、事件

端緒報告書等の被疑事件記録として松江地方検察庁に送致するものであり、「訴訟に関する書類」に該当する。

イ 物件事故報告書は、全国的に統一されたものではなく、ほとんどの他県警察が警察庁様式の物件事故報告書を採用するなか、島根県警察は独自の様式を定めている。

警察庁通達の様式との大きな違いは、島根県警察の様式は、物件事故報告書の作成年月日、作成者の官職、氏名、押印、事故当事者の職業、取得免許情報等の詳細な人定事項、捜査概要、図面、過失状況等が記載されるものとなっている。

島根県警察の場合は、将来の事象の変化に備え、物件事故報告書が検察庁へ送致する送致記録となるよう、捜査報告書となっている。要は事故の端緒報告書である。

ウ 島根県警察の物件事故報告書は刑事事件に移行した場合、実際に刑事記録として原本を松江地方検察庁に送致しており、松江地方検察庁に照会したところ「物件事故報告書は送致記録として受領しており、捜査結果や実況見分結果が記載された書面であるなどの理由から訴訟に関する書類である。」との見解をいただいている。

エ 島根県警察で受理した物件事故は、その全てが道路交通法違反被疑事件として捜査を開始し、その経緯、結果を物件事故報告書に記載することとしており、いわば事故の端緒報告書としての捜査書類であり、実際に送致記録として送致することからも訴訟に関する書類と認識している。

#### (4) 物件事故報告書の開示有無

物件事故報告書は警察署の交通課でロッカー保存しているため、開示請求等を扱う総務課の職員が交通課に行って、物件事故報告書を取り出して見せることは、まずありえない。

したがって、総務課の担当職員が本件物件事故報告書を審査請求人に開示して説明を行ったということはない。

#### (5) 個人情報開示請求の教示有無

関係職員（退職した職員を含む）に聞き取り調査した結果、「開示請求をすれば開示されるといった発言をした記憶はない。」との回答であった。

### 5 審査会の判断

#### (1) 条例第 46 条第 2 項について

条例第 46 条第 2 項では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。）その他法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。」という開示請求等の適用除外について規定している。

条例の規定を適用しない個人情報としては、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報（以下「訴訟に関する書類」という。）」が該当する。

#### (2) 本件開示請求に係る個人情報について

実施機関は本件開示請求における個人情報として、本件物件事故報告書を特定した。

この物件事故報告書は、人的損害が発生していない、物的損害のみの交通事故に関して、届出を受けた警察官が、事故当事者から聴取した情報や事故状況、

捜査状況等を記録する書類である。

この物件事故報告書の様式は全国的に統一されたものではなく、島根県警察においては、事故当事者の詳細な人定事項、捜査概要、凶面、事故状況等を記載する様式となっており、他県警察で広く採用されている警察庁様式に合わせた一般的な物件事故報告書の記載項目に比べ、より詳細な項目を記載する内容となっている。

当審査会で本件物件事故報告書を見分したところ、審査請求人本人が当事者となった交通事故に関する物件事故報告書であり、その記載内容は審査請求人を本人とする個人情報であると認められる。

### (3) 実施機関の処分の妥当性について

ア 条例第 46 条第 2 項では、開示請求等の適用除外となる個人情報について規定しており、具体的には刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定される「訴訟に関する書類」が該当する。

この訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであることから、開示請求等の適用除外とすることで関係者の名誉、プライバシーを保護するとともに、開示することにより当該事件の捜査及び公判の維持に支障が生じることを防止することにあると解される。

また、訴訟に関する書類とは被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。よって、裁判所・裁判官に限らず検察官・弁護士・司法警察職員その他第三者が保管する書類も含むと解すべきである。

イ 本件物件事故報告書は、他県警察で広く採用されている警察庁様式に比べると、報告書の作成年月日、作成者の官職、氏名、押印、事故当事者の連絡先、職業、取得免許情報等の詳細な人定事項、捜査概要、凶面、過失状況等の記載項目を追加した独自の様式となっている。

通常、警察庁様式の物件事故報告書であれば、その記載項目から検察官への送致記録とはならず、訴訟に関する書類にも該当しないため開示請求等の対象となるが、島根県警察の様式は前述のとおり記載項目を追加し事故の詳細を記載しているため、事故の端緒報告書としての捜査書類となり、検察官への送致記録となるため、訴訟に関する書類に該当し開示請求等の適用除外となる。

このことにより、本来、本件物件事故報告書として開示請求等の対象となる開示請求者本人の個人情報までを含み適用除外となり非開示となってしまうことには懸念がある。

ウ しかしながら、本件物件事故報告書は、現時点では事件送致や公判には至っていないものの、その記載項目からも将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、刑事事件として事件送致される可能性がないことが明らかであるとは言えず、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類に該当すると言わざるを得ない。

したがって、本件物件事故報告書に記載された個人情報を条例第 46 条第 2 項の開示請求等の適用除外となる個人情報として非開示とした実施機関の処分は妥当であると認められる。

### (4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は意見陳述において「〇〇警察署で物件事故報告書を開示され職員から説明を受けた。」こと、「物件事故報告書は個人情報開示請求すれ

ば開示されると教示された。」ことについて、そのやりとりを記録したＩＣレコーダーの録音データ（以下「録音データ」という。）を所持していると主張していた。

このため、録音データを審査請求人に提出してもらい、その内容を当審査会で見分した結果、録音データに記録されている相手方が〇〇警察署の職員であるか否かが判断できないこと、また、審査請求人の主張を明確に裏付ける録音内容が確認できないことなどの理由から、録音データから審査請求人が主張する内容の事実確認はできなかった。

なお、録音データに関する審査請求人の主張の事実確認の結果は、当審査会の開示・非開示の判断に直接影響を及ぼすものではない。

イ また、審査請求人は先に判断した主張以外に様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

物件事故報告書は、他県警察が広く採用する警察庁様式であれば訴訟に関する書類に該当せず、開示請求等の対象となる。

しかしながら、島根県警察の様式のように独自の記載項目を追加し事故の詳細な内容を記載することにより、訴訟に関する書類に該当し、開示請求等の適用除外となってしまう、本来、開示請求者本人の個人情報として開示請求等の対象となる個人情報までも含め、そこに記載されている一切の個人情報は非開示となる。

また、本件物件事故報告書のように現時点で事件送致されていないものでも訴訟に関する書類に該当する。そのため、将来、事件送致されなかった場合は、物件事故報告書が作成され廃棄されるまで、本来であれば、開示請求等の対象となり開示される開示請求者本人の個人情報までも含め、開示請求等の適用除外となり非開示となる。

このことは、条例に明記する「実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利」を侵害することにつながるおそれがある。今後、実施機関には個人情報の開示請求等の要請に応えられるよう、開示請求者本人の個人情報の開示請求等が認められる物件事故報告書様式への見直しに努めていただくことを期待したい。

(諮問第33号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年10月20日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成27年11月6日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成27年12月4日	審査請求人の意見書を受理
平成28年1月21日 (審査会第1回目)	審議
平成28年2月18日 (審査会第2回目)	審議
平成28年3月18日 (審査会第3回目)	審議
平成28年4月21日 (審査会第4回目)	審議
平成28年5月19日 (審査会第5回目)	審議
平成28年6月23日 (審査会第6回目)	審議
平成28年7月21日 (審査会第7回目)	審議
平成28年8月25日 (審査会第8回目)	審議
平成28年9月15日 (審査会第9回目)	審議
平成28年10月20日 (審査会第10回目)	審議
平成28年11月24日 (審査会第11回目)	審議
平成29年1月18日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁護士	H28.10.2 まで
和久本 光	弁護士	H28.10.3 から
横地 正枝	行政書士	